

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

1．実施した計画の基本的な事項

（1）基礎情報

ア．対象地域

構成市町村等名	西海市						
地域内総人口（人）	27, 719人（平成31年3月31日現在）						
地域総面積（km ² ）	242. 01km ²						
地域の要件	半島	過疎					
地域の要件がその他の場合は 具体的に記載	—						
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称（設立年月日）	—						
組合を構成する市町村	—						

イ．計画実施期間

開始年月日	平成30年4月1日
終了年月日	令和7年3月31日
計画期間	7年

（2）対象地域における取組みに関する事項

ア．ごみ処理の広域化・施設の集約化の実施状況

長崎県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町等の意向を踏まえながら、「長崎県ごみ処理広域化計画」を策定している。 その中で西海市は、長崎・西彼ブロック（長崎市、西海市、長与町及び時津町）に位置づけられており、平成21年7月に策定（見直し）した「長崎・西彼ブロックごみ処理広域化計画」において、長崎市で2施設、西海市で1施設、長与町と時津町（長与・時津環境施設組合）で1施設の計4施設に整備する計画となっている。 したがって、これまでの地域計画に基づく一般廃棄物処理施設の整備は、長崎県ごみ処理広域化計画に沿ったものであり、ごみ処理の広域化・施設の集約化は計画どおり実施されている。	
確認した都道府県の広域化・集約化計画の名称	長崎県ごみ処理広域化計画

イ．プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	一部の離島地域を除く全域
	実施年度	平成17年度
	実施方法	⑤その他（詳細は下記）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	容器包装プラスチック：日本容器包装リサイクル協会への委託（プラ法32条のルート） 製品プラスチック：独自処理（独自処理方法は環境省に確認済み）
実施しない地域		—
プラ要件化対象事業の実施		○
備考		—

ウ．対象地域における一般廃棄物処理有料化の実施状況

有料化導入状況	①全ての構成市町村で導入済
上記が④の場合、その詳細	—
未導入の構成市町村名	—
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	—

エ．対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市（計画の名称）	西海市災害廃棄物処理計画
未策定の構成市（策定予定時期）	—
備考	1次仮置場：28か所、2次仮置場：5か所

2 目標の達成状況

(一般廃棄物の処理)

減量化、再生利用に関する指標		現状	目標	実績	
		平成30年度	令和7年度	令和7年度	実績/目標
①総人口（人）		28,075	24,729	24,486	
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	1,884	1,643	1,649	98%
	生活系ごみ排出量（トン）	5,752	5,028	5,037	99%
	1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	466	459	470	-57%
	その他排出量（集団回収等）	870	875	674	-3920%
	総排出量（トン）	8,506	7,546	7,360	119%
	1人1日当たりの排出量（g/人日）	830	836	824	-100%
再生利用量	総資源化量（トン）	2,705	2,403	2,248	0%
	総排出量に占める総資源化量の割合（%）	32%	32%	31%	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	335	199	267	0%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合（%）	4%	3%	4%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWH）	-	-	-	
	年間の熱利用量（GJ）	-	-	-	
特記事項					

※ 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、（実績の割合-現状の割合）/（目標の割合-現状の割合）を記載。

(生活排水の処理)

生活排水処理に関する指標		平成30年度現状		令和7年度目標		令和7年度実績	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道	2,022人	7.2%	3,731人	15.1%	2,475人	10.3%
	農業集落排水施設等	6,243人	22.2%	6,294人	25.5%	5,629人	23.3%
	合併処理浄化槽等	11,953人	42.6%	12,206人	49.4%	10,909人	45.2%
	小計：汚水衛生処理人口	20,218人	72.0%	22,231人	89.9%	19,013人	78.8%
	単独処理浄化槽等	323人	1.2%	238人	1.0%	198人	0.8%
	非水洗化人口	7,534人	26.8%	2,260人	9.1%	4,908人	20.4%
	小計：未処理人口	7,857人	28.0%	2,498人	10.1%	5,106人	21.2%
	合計：総人口	28,075人	100.0%	24,729人	100.0%	24,119人	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量	9,634キロリットル		3,168キロリットル		7,711キロリットル	
	浄化槽汚泥量	18,251キロリットル		17,796キロリットル		18,929キロリットル	
	合計	27,885キロリットル		20,964キロリットル		26,640キロリットル	

2 目標が達成できなかった要因

【ア．一般廃棄物の排出量に関する事項】 ・事業系ごみの排出量が目標に到達しなかった要因には、コロナ禍後の事業活動回復に伴い、事業系ごみの排出量が増加したことが考えられる。 ・生活系ごみの排出量が目標に到達しなかった要因には、排出量は人口減少により減少しているものの、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は減少していないことが考えられる。 【イ．一般廃棄物の再生利用量に関する事項】 ・総資源化量が目標に到達しなかった要因には、人口減少によるごみの総排出量の減少により、炭化燃料の製造量が減少したことや、デジタル化の普及により新聞や雑誌類の回収量が減少したことが原因と考えられる。 【ウ．一般廃棄物の最終処分量に関する事項】 ・最終処分量が目標に到達しなかった要因には、西海市炭化センターで中間処理を行う際に、分別が不十分で可燃ごみに混入した不燃物（炭化不適物）が想定より多かったことが原因であるものと考えられる。 【オ．処理形態別人口に関する事項】 ・外的要因として、下水道区域内において計画想定を超える人口減少が進行し、接続対象世帯自体が減少した。また、高齢者世帯の増加により下水道接続及び浄化槽設置に対しての意欲の低下に加え、物価高騰が家計を圧迫したことにより、下水道への接続工事及び浄化槽の設置工事費用の捻出がより一層困難になったため、多額の初期投資を伴う工事を敬遠する世帯が一定数存在したことが今回目標を達成することができなかった外的要因の一部だと考える。 内的要因としては、下水道未接続者に対しては個別に文書の発送や訪問を行う等接続のお願いを実施しているが、浄化槽区域内の未処理者に対しては広報誌での周知のみ行っており、広報誌による周知は、住民の自主的な閲覧に委ねる受動的な広報にとどまり、制度の認知が必要な世帯への情報到達が不十分であったと考える。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和9 年度まで 【ア．一般廃棄物の排出量に関する事項】 ・事業系ごみについては、紙ごみの減量化のため、古紙回収業者による回収の情報提供を積極的に行う。また、中間処理施設にて、定期的に展開検査を実施し、産業廃棄物や区域外からの搬入禁止について指導を徹底する。 ・生活系ごみについては、ごみ減量化や分別回収・再資源化に関する出前講座の実施や、3きり運動（「使いきり」「食べきり」「水きり」）の実施など、市民への普及啓発活動を積極的に実施する。 【イ．一般廃棄物の再生利用量に関する事項】 ・可燃ごみに含まれる再生利用可能なプラスチック類の分別をさらに徹底するため、市民への啓発活動を積極的に行うとともに、収集方法の見直しを行う等、資源物の分別対策の強化を図る。 ・西海市炭化センターから発生する炭化処理残渣や西海市リサイクルセンターから発生する不燃残渣などの、現在最終処分を行っている廃棄物の再資源化の検討を行う。 【ウ．一般廃棄物の最終処分量に関する事項】 ・市民へのごみの分別の啓発活動を強化するなど、可燃ごみへの不燃物の混入対策を実施する。また、西海市炭化センターから発生する炭化処理残渣や西海市リサイクルセンターから発生する不燃残渣などの、現在最終処分を行っている廃棄物の再資源化の検討を行う。 目標達成年度 令和14年度まで 【オ．処理形態別人口に関する事項】 ・污水衛生処理人口の向上に向けては、高齢化や経済的理由から下水道への接続や浄化槽の設置に利点を見出せない世帯が一定数存在する。そのため、まずは接続や設置への転換が可能であるものの、単に着手の契機を欠いている世帯を優先対象とし、個別で案内文の送付や訪問による能動的な啓発活動を展開していく必要があると考える。浄化槽区域内においては、浄化槽未設置者のリストの作成を行い、個別での案内の送付や訪問を行うことで浄化槽の補助金制度の周知を徹底する。また、下水道区域内においては、処理区域ごとに継続的な接続のお願いを広報、個別での案内の送付や訪問を通じて実施する。
--

（都道府県知事の所見）

【ごみ処理】 西海市一般廃棄物処理基本計画において最終処分場の埋立容量は令和11年度に満杯となる見込みであることも踏まえ、上述3に記載の方策のとおり、これまで以上に市民や事業所へのごみ減量化・分別徹底に関する啓発活動を強化することを通じて、事業系ごみや生活系ごみが着実に削減されるとともに、再資源化の検討を進め、最終処分量の削減が図られることを期待する。 【污水处理】 西海市では単独転換や汲取転換を促進するため令和6年度から槽撤去及び宅内配管費用についても交付対象として補助メニューに追加するなど、目標達成に向けた対策を継続して講じており、この取り組みを継続しつつ、市民への広報周知活動についてより一層取り組んで頂きたい。また、コミュニティ・プラントに係る集合処理施設の統廃合等についても、安定的に事業が継続できるよう引き続き取り組んでいただきたい。
--

※令和7年3月31日までに承認された地域計画については、なお従前の様式にて提出できるものとする。